

技術情報管理に係る手数料改正に関する Q&A

問1 OBD検査の目的は何か。

(答)

- 近年急速に進化・普及している自動ブレーキ等の自動運転技術について、電子的に制御が行われていますが、これらの装置が故障した場合には誤作動による事故等につながるおそれがあります。
- 従来の外観や測定器を使用した機能の確認を行う現行の検査（車検）は電子制御装置の機能確認に対応していないことから、OBD検査によってこれらの故障を確認できるようにし、事故を未然に防止することでクルマ社会の安全性を向上させることを目的としています。

問2 技術情報管理手数料（以下「手数料」という。）はいつからどの車を対象に、どの程度値上げされるのか。

(答)

- 検査対象自動車（軽自動車を含み、二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査における、指定整備の窓口・OSS申請、機構への持込検査、軽自動車の持込検査すべての申請において、令和3年の10月1日から400円（現行0円のものを含む。）値上げされます。

問3 OBD検査は令和6年（2024年）からの開始なのに、なぜ令和3年10月から手数料を徴収するのか。

(答)

- 手数料については、OBD検査に関する審査用技術情報管理事務に関する実費を徴収することとされており、OBD検査に係る基準の適用（新型車）が開始される令和3年10月から機構においてこれらの事務が発生することとなります。
- OBD検査の導入にあたっては、自動車メーカーから提出される技術情報を管理する等、検査による判定の開始前より準備が必要であり、これに伴う費用を踏まえた手数料を徴収することとなっています。

問4 「一律」とは、OBD検査の対象車両でない場合もあてはまるのか。対象車両でなければメリットもなく、不公平でないか。

(答)

- 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、現行の検査手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくとも負担をいただくこととしております。(また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。)
- なお、自動ブレーキなどの電子制御装置の機能の確認を新たに行うにあたり、OBD検査によって、審査にかかる時間を大幅に増加させることなく対応が可能となり、この結果として、OBD検査の対象でない車両を含む審査業務全体の迅速化によるメリットもあります。

問5 なぜ大型特殊自動車と二輪車(二輪の小型自動車)は除かれているのか。

(答)

- 大型特殊自動車と二輪車については、現状において車載式故障診断装置の搭載が進んでいないことから、OBD検査の対象とはなっていないところです。
- このため、これらの車両については、審査用技術情報管理事務に係る実費が全く発生しないことから、現時点においては手数料を徴収しないこととなっています。

問6 審査用技術情報管理事務とは、具体には何をするのか。

(答)

- OBD検査に必要なものとして自動車メーカーから機構に提出される技術情報(故障コード(DTC)や車両との通信に係る規格等)を一元的に管理するとともに、全国の検査場や指定工場(民間車検場)等においてOBD検査が実施(判定)できるようにするためのサーバーの構築・運用や、検査用アプリケーションの開発・配信などを行います。

問7 新たに手数料が加わるのは、持ち込み検査だけか（＝指定工場で検査を受ける場合は費用がかからないのか。）。

（答）

- 機構に持ち込みを行う場合のみならず、指定工場で検査を受ける場合（＝指定工場において保安基準適合証を交付する場合）も対象となります。

- これは、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年5月24日法律第14号）において定められているとおり、機構の検査現場において必要となる費用ではなく、指定工場が利用するアプリの開発費用やサーバーの管理費用等、電子的な検査を行うために必要な技術情報の管理のために必要な費用であるためです。

問8 手数料の納付方法は、どのようになるのか。

（答）

- 登録車の場合、
 - ① OSS申請については、現行の検査登録手数料と同様にオンライン決済により
 - ② 窓口申請については、自動車審査証紙によりそれぞれ納付できるよう、必要な準備を進めているところです。
自動車審査証紙については、既存の券種に加え、新たに400円、1700円及び1800円の証紙を新たに発行することとしており、最速で8月下旬頃に証紙売捌人へ発送・販売開始できることを見込んでいます。

- 軽自動車の場合、ユーザー等の利便性を確保する観点から、軽自動車検査協会を通じて納付することとしており、具体的には、現行の検査手数料と同様に
 - ① OSS申請については、オンライン決済により
 - ② 窓口申請については、現金によりそれぞれ納付できるよう、必要な準備を進めているところです。

問9 令和3年9月30日以前に交付された有効な予備検査証により、令和3年10月1日以降に新規登録を行う際は、電子的な検査を行うために必要な技術情報の管理のために必要な400円は徴収されるのか。

(答)

- 徴収されません。10月1日以降の新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査が徴収の対象となります。
- ただし、10月1日以降であっても予備検査証による新規登録は徴収対象となりません。

問10 本年10月以降に行われるプレテストはどのようなものを行う予定であるか？

(答)

- プレテストは、
 - ①OBD検査の実施方法に関し、検査実施者（指定整備事業場における検査員を含む。）の習熟を図ること
 - ②OBD検査システムに関し、整備事業者向けの点検整備に係る追加機能の必要性を確認することを目的として、手数料の徴収開始にあわせ、令和3年10月から令和4年3月まで実施することを予定しているものです。
- 具体的には、検査官及び整備事業者に対し、試作版システムを活用したOBD検査のデモンストレーション・体験会等の機会を提供することを予定しています。
- 検査官に対しては機構の全国の検査場（93ヶ所）において、整備事業者に対しては各地方の自動車整備振興会（53ヶ所）ごとに代表する整備事業場等において、それぞれ実施することを想定しています。
- なお、プレテストは検査コース外の空きスペース等で行うものであり、プレテストへの参加・不参加にかかわらず、車検に落ちることはありません。

問11 OSSを使用する際の手数料の納付判定基準日は？

(答)

- OSSの申請のインターフェイス受付日が令和3年10月1日以降のものを手数料納付の対象とします（制度の運用開始にあたり、9月30日の申請であっても、登録車は21:00頃、軽自動車は19:00頃以降に申請されると受付日が10月1日となり、手数料納付の対象となります。）。